水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法施行規則（平成二十二年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則を第一条とし、第一条に見出しとして「（水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第二条第五項の環境省令で定める団体）」を付し、同条中「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の下に「（以下「法」という。）」を加え、同条の次に次の六条を加える。

（法第十五条第二項の証明書の様式）

第二条　法第十五条第二項の証明書は、様式第一のとおりとする。

（事業計画等の認可）

第三条　指定支給法人は、法第二十一条第一項前段の環境大臣の認可を受けようとするときは、毎事業年度の開始前に（法第十七条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、その旨を記載した申請書に次に掲げる書類を添付して、環境大臣に提出しなければならない。

一　前事業年度の予定貸借対照表

二　当該事業年度の予定貸借対照表

三　その他参考となるべき事項を記載した書類

（事業計画等の変更の認可の申請）

第四条　指定支給法人は、法第二十一条第一項後段の環境大臣の認可を受けようとするときは、変更しようとする事項及びその理由を記載した申請書を、当該変更後の書類を添付して環境大臣に提出しなければならない。

（事業報告書等の提出）

第五条　指定支給法人は、毎事業年度終了後二月以内に、法第二十一条第二項の事業報告書及び収支決算書に、貸借対照表その他参考となるべき事項を記載した書類を添付して、環境大臣に提出しなければならない。

（帳簿記載事項と帳簿の保存）

第六条　法第二十四条の環境省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　法第十八条第一項第一号の業務にあっては、それぞれ次に定めるもの

イ　支給を受けた個人である場合は、支給を受けた者の氏名、住所、生年月日及び所属する団体の名称並びに支給日

ロ　支給を受けたものが団体である場合は、支給を受けた団体の名称及び主たる事務所の所在地並びに支給日

二　法第十八条第一項第二号の業務にあっては、補償給付（法第二条第二項に規定する補償給付をいう。）の支給を受けた者の氏名、住所及び生年月日並びに支給日、金額及びその内容

三　法第十九条第三項に基づき特定事業者からの補償賦課金を受けた場合は、その額及び納付年月日

2　指定支給法人は、法第二十四条の帳簿を、各月ごとの前項各号に定める事項について翌月の末日までに備え、前項第一号の支給を証する書類の写しとともに、法第十八条に規定する業務が終了する日までの間保存しなければならない。

（法第二十七条第二項の証明書の様式）

第七条　法第二十七条第二項の証明書は、様式第二のとおりとする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一（第二条関係）

（表面）

第　　号

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第15条第２項の規定による特定事業者立入質問検査身分証明書

写真	職名 氏名 年　月　日生 年　月　日発行 年　月　日限り有効 環境大臣　印

（裏面）

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法抜すい

（報告及び検査）

第15条　環境大臣は、この法律を施行するために必要な限度において、特定事業者に対し、その業務若しくは財産の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、特定事業者の事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3　第１項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第38条　第15条第１項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、１年以下の懲役又は300万円以下の罰金に処する。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ７とすること。